



今回は、今後の事業融資に必要不可欠な考え方、事業性評価融資について少し難しいですが、まとめてみました。要はどうやったら有利にお金を借りられるかと言うことなので、興味のない経営者はいないと思います(^-^)。それと、一昨年の税制改正で採用になった、クレジットカードによる税金の納付と、去年の10月から登記に必要な株主リストについてです。

<今回の内容>

1. 事業性評価融資について P.1
2. 今年からクレジットカードで納税ができるようになりました P.2
3. 株主リスト作ってますか？ P.4

平成29年3月1日発行

第 25号

繁忙期まっただ中(´д`)。前のめりで頑張ります！

事業性評価融資について

EMP通信 発行者:EMP税務会計事務所・EMP行政書士事務所

事業性評価融資について

■「事業性評価融資」、もしくは「金融仲介機能のベンチマーク」という言葉を聞いたことはありますか。

これは、金融機関が、会社の決算書の内容や保証・担保だけで判断するのではなく、事業内容や成長可能性等もしっかり評価して行う融資のことです。

■ 従来の金融機関のスタンスとしては、借入の申込を受けた時には、決算書の内容や保証・担保の有無をもとに融資の可否、もしくは融資額やその内容を判断することが一般的でした。

当然ですが、金融機関からすると、貸したお金を返済してもらえないようなことがあると困ります。

そのため、金融機関の監督官庁である金融庁が「回収できるようにしっかり財務内容を確認しなさいね！」という指導をしてきたため、金融機関はそのように動かなければならなかったんです。

■ ところが、そうした方法による融資では、成長力はあるものの、決算書の内容があまりよくない、いわゆる安定性や回収可能性の低い企業の場合、事業に必要な資金が調達できないことがありました。

こう言った成長力のある企業や、有望な事業計画のある企業が、お金がないために事業を遂行できず、実力を発揮できないとなると、雇用や地域経済、ひいては日本経済にとってもマイナスです。

そうしたことから、平成26年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」には、「日本産業再興プラン」の具体策の一つとして、「地域金融機関等による事業性を評価する融資の促進等」が盛り込まれ、さらには去年の9月に、「金融仲介機能のベンチマーク」が金融庁から発表になりました。

■ 金融庁のサイトでは、このベンチマークの趣旨を以下のように書かれています。

多くの金融機関は、その経営理念や事業戦略等において、金融仲介機能を発揮し、取引先企業のニーズや課題に応じた融資やソリューション(解決策)の提供等を行うことにより、取引先企業の成長や地域経済の活性化等に貢献していく方針を掲げている。

他方、企業からは、「金融機関は、相変わらず担保・保証に依存しているなど対応は変わっていない」といった声が依然として聞かれる。昨事務年度に実施した企業ヒアリングでは、多くの企業が、金融機関に対して、事業の理解に基づく融資や経営改善等に向けた支援を求めていることが明らかとなった。

また、監督・検査を通じて、金融機関によって金融仲介の取組みの内容や成果に相当の差があること、また、企業から評価される金融機関は、取引先企業のニーズ・課題

の把握や経営改善等の支援を組織的・継続的に実施することにより、自身の経営の安定にもつなげていることなどが確認された。

金融機関が、自身の経営理念や事業戦略等にも掲げている金融仲介の質を一層高めていくためには、自身の取組みの進捗状況や課題等について客観的に自己評価することが重要である。

こうした考え方の下、有識者会議での議論等も踏まえ、金融機関における金融仲介機能の発揮状況を客観的に評価できる多様な指標を策定・公表する。

■ ものすごくざっくり言うと、金融庁は金融機関に対して、「金融機関は、自分では取引先企業の成長や活性化に貢献するって言ってるのに全然できてない！こっち(金融庁)で企業に聞いてみたら全然できてないって言うてる！一部では貢献できてる金融機関もあるけど…。やから、こっちでチェック項目を作るから、自分でできてるかどうか確認して！」

そして、その確認資料のために、このベンチマークを作成したことになります。

■ 例えば、そのベンチマークの中の共通項目には、

(3) 担保・保証依存の融資姿勢からの転換

金融機関が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、及び、全与信先数及び融資額に占める割合

とあります。

つまり、本当に企業の事業性を評価して融資を行っているかを、自分でチェックして下さいね！と言うことを明確に謳っています。

■ このベンチマークについては、将来的な金融機関のあるべき姿が示されていると言えます。

とはいえ、このベンチマークに対する金融機関の取り組みについては、今年になって積極的に取り組んでいる金融機関もあれば、まだまだどのようにして現場の担当者に指導して行けばいいか悩んでいる金融機関など、ここ数年はばらつきがあるのではないかと思います。

■ さらに言うところの「事業性評価融資」については、これまでも事業性を評価して融資を行うということは金融機関ではやっています。

しかしながら、取引先企業自身がこの「事業性」自体をしっかりと金融機関に対してアピールできていないために、金融機関がその事業性をしっかりと理解できずに、結局は担保や保証を中心に融資を行わざるを得ません。こうやって金融庁からの指導に基づいて金融機関が事業性をしっかりと認識して融資を行うことができるように、逆に企業側は事業計画書や収支計画書、キャッシュフロー計画書を通じてアピールしていけば、金融機関はそういった企業に融資を行うことで金融庁の指導通りに「事業性評価融資」の割合や融資額を増やすことができます。

今後、ますます事業計画書やキャッシュフロー計画書の重要性が高まっていくことは間違いありません！

今年からクレジットカードで納税ができるようになりました

■ 既にご存知の方もいらっしゃると思いますが、2017年1月4日から、国税をクレジットカードで納付することができるようになりました。

そこで、今回は、国税のクレジットカード決済について説明し、そのメリットとデメリットについてお伝えしていきたいと思います。

■ 使用できるクレジットカードについて

使用できるクレジットカードは、

- ・ VISA
- ・ Mastercard
- ・ JCB

- ・ American Express
- ・ Diners Club
- ・ TS CUBIC CARD

あらゆるブランドのカードに対応しています。これなら、手持ちのクレジットカードが使えない！という心配はないですね(^^)v。

■ クレジットカード払いができる国税は？

支払える国税は、ごく一部を除くほぼ全税目が対象になっています。延滞した税金の支払いについても、もちろんクレジットカード決済が可能です！

■ 手続きについて

クレジットカード決済の手続きは、インターネットを利用して国税局のサイトから行います。納付書1枚につき毎回手続きが必要です。(公共料金のように、一度手続きすればその後も継続してカード決済…ということはありません(>_<))無事にネットで手続きが完了すれば、もう税金は支払われたこととなります。

逆に、税務署窓口・金融機関・コンビニではクレジットカード決済の手続きはできませんので注意してくださいね！

ちなみに、税金は金額が大きい場合もあることから、クレジットカードの利用枠によっては、決済することができなかつたり、好きな支払い方法を選べないケースも考えられます。納税額が多い方は、事前にカード利用枠を確認した上で、必要に応じて増額を申し込んでおくのもいいかもしれません。

また、万が一、後日カード代金の引き落としができなくても、それは税金の延滞ではなくクレジットカードの延滞になります。(⇨振替納税を利用する場合、もし振替日に銀行の残高が足りない等で振替ができなかった場合、税金の延滞として延滞税が発生します)

よって、長期延滞しても税務署からの督促はありませんが、もちろんカード会社から督促されますし、信用情報にも傷がついてしまいますので気を付けてくださいね(^^ゞ

■ 手続きの完了を確認(証明)するには？

カード決済は手軽で便利な納税方法ですが、手続きはすべてインターネットの中で行われるため、手続きが完了しても領収書の類は発行されません。

また国税庁のサイトには、後日自分の納税手続きを確認できるようなページも存在しません。

そのため、手続きが済んだことを確認(証明)するには、手続きが完了すると送付されてくるメールを保存し、併せて、納税完了ページも印刷しておくといいと思います。(送付されるメールには氏名・住所等は記載されていないためです。)

納税証明書の発行が可能になるまでには、カード決済から3週間程度かかることもあります。

またこれより更に後になりますが、後日発行されるクレジットカードの利用明細にも、税目と金額はちゃんと記載されます(*^^*)

■ クレジットカード払いのメリット

1) 納税が簡単にできる
国税を支払うには基本的に納付先まで足を運ばなければいけないので、時間や手間がかかりますし、現金を持ち歩かなければいけません。カード決済は、その場で簡単に納税することが可能です。しかも、24時間対応なので、納付期限ギリギリでも納税できます。

2) 実際の支払いまでに一定のタイムラグがある
カード決済ではすぐにお金は動きません。実際に銀行口座から引き落とされるのは、通常2か月先になります。(⇨振替納税を利用する場合は約1か月先になります。今年は、申告所得税は4/20(木)、消費税は4/25(火)ですのでお忘れなく！)
事業をしている方にとっては、このタイムラグは大きいですよ(^-)

3) 支払い方法を選択できる
分割やリボ払いも可能です。国税の納税額は高額になることも多いので、資金繰りの面からも支払い方法を選択できるのは助かりますね。分割やリボ払いなど支払い方法の変更は、国税庁のサイトからではなく、ご加入のクレジットカードのサイトより手続きします。

4) クレジットカードのポイントが貯まる
利用額に応じたポイントが付与され、年間利用額が増えることでボーナスポイントが加算されるチャンスも！同時にクレジットヒストリー(信用)が増し、増額やステータスアップにも繋がります。

■ クレジットカード払いのデメリット

1) 手数料がかかる
国税をカードで支払うと、「1万円につき76円(消費税別)の決済手数料」が利用者の負担となります。納税額1万円までは税別76円、以降1万円ごとに76円が決済手数料として加算されます。
しかし、どのクレジットカードも利用すれば必ずポイントが付与されますから、カード納税に手数料がかかったとしても、差し引きで考えると、さほど損はないかもしれません。

納付の手軽さやタイムラグによる支払い猶予などのメリットを考えれば、少々のコストは気にしない。という考え方もありますが、どうせなら還元率の高いカードを選んだほうが良いですよ(▽`*)

2) 毎回手続きが必要

振替納税を利用していたことのある方は特に注意していただきたいのですが、カード決済の場合、納付のたびに自動で口座振替になる振替納税と違って、毎回手続きが必要になります。納付期限を忘れないように気を付けなければなりません。

3) クレジットカードを利用することによる情報漏洩の可能性

ネットでカードを利用すると、必ず心配されるのがカード情報の漏洩だと思います。

クレジットカードの中にはオンラインのカード不正使用に対して補償のつくタイプがあるので、心配な方はこのようなカードを選ぶといいと思います。

それから、用心しておきたいのは、今回の新制度を悪用する詐欺に対してです。

これからは国税庁を騙る偽サイトやなりすましメールと遭遇する危険性があるので、促されても不用意にカード情報を入力しないよう気をつけましょう。

国税局のサイトからの正式な手続き時以外に、国税局からカード情報を求められることはありません

ん！！

■ まとめ

このように考えると、納付に行くための時間や交通費の削減、現金を持ち歩かなくてもよいというメリ

ットは、振替納税を利用した時のメリットとも重複します。

振替納税と比較すると、納付期限を忘れ

ず、納付のたびに手続きすることが必要だったり、クレジットカード決済には手間のかかる部分もありますが、支払い方法が選択できたり、振替納税よりも実際の支払いまでにタイムラグがあるのはうれしいですね。

それぞれの納税方法のメリットやデメリットをよく理解し、自分に合う納税方法を上手に選んでください(^-^)



株主リスト作ってますか？

■ すでに登記が必要な方にはお伝えしていますが、平成28年10月1日から、法人の登記に必要な書類に、株主リストが必要になりました。多くの中小企業にとって必要なものですが、特に代表取締役が一人で会社を運営しているような場合、あまり株主を意識することもないのではないのでしょうか。株主リストは、

1. 登記すべき事項につき株主総会の決議(種類株主総会の決議)を要する場合
2. 登記すべき事項につき株主全員の同意(種類株主全員の同意)を要する場合

が必要になります。

リストについては司法書士の先生が作成していただけるかもしれませんが、それにはそれぞれの株主の

1. 氏名又は名称
2. 住所
3. 株式数(種類株式発行会社は、種類株式の種類及び数)
4. 議決権数
5. (議決権数割合)

が必要になりますので、注意して下さい(^-^)



税務会計 事務所
行政書士

〒530-0047 大阪市北区西天満5-6-10

富田町パークビル207号

TEL: 06-6316-3755・FAX: 06-6316-3756

MAIL: info@office-emp.com

Web: http://www.office-emp.com

[取扱業務]

- 事業計画、キャッシュフローコンサルティング
- 税務顧問・税務調査対策
- 法人設立
- 各種セミナー
- ITコンサルティング、HP作成、SEO対策など

